

災害廃棄物処理計画 概要

1. 計画策定について

1.1 計画策定の目的と位置づけ（本編1－2、1－4）

災害発生後には、被災家屋からの片付けごみや建物の解体ごみ等、多量の廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)が地域から排出され、復旧・復興の大きな課題となっています。

本計画は、災害が発生した場合、廃棄物を適正かつ迅速な処理を進めていくことを目的として仮置場の確保や運用方針その他必要な事項を事前に定めるため、環境省が定めた「災害廃棄物対策指針(以下「対策指針」という。)」に基づき策定するものです。

また、北海道が策定した「北海道災害廃棄物処理計画」を参考に、災害対策基本法の規定に基づき滝川市防災会議が策定した「滝川市地域防災計画」で示す過去の災害記録や起こる可能性の高い災害といった諸条件を反映し、災害廃棄物の処理体制や地方公共団体との連携・協力のあり方など整合を図ります。

2. 災害廃棄物処理の基本方針

2.1 基本方針（本編2－2）

災害廃棄物の処理に関する基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 衛生的かつ迅速な処理

公衆衛生上の支障がないよう、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指します。

(2) 分別・再生利用の推進

廃棄物の分別を徹底し、再生利用や再資源化といったリサイクルを推進します。

(3) 処理の協力・支援、連携

自己処理を原則とし、自己処理が困難な場合は、道や国等から支援を受けて処理します。

(4) 環境に配慮した処理

解体・運搬・保管・処理の各工程は、周辺の生活環境への影響に配慮して進めます。

(5) 経済的負担の軽減

災害廃棄物処理の混廃化や便乗ごみ(不法投棄)の防止に努めます。

2.2 処理期間（本編2－3）

発生からおおむね3年以内の処理完了を目指します。

災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

3. 対象とする災害（本編2－4）

本計画で対象とする災害については、滝川市地域防災計画に基づいた被害が最大となる『地震災害』と『洪水災害(水害)』とし、その他の自然災害については、災害の状況に応じて対応方法を準用することとします。

対象災害（滝川市で被害が最大となる災害）

(1) 地震被害 「沼田砂川付近断層帯地震(モデル45_3)」（地表における最大震度7）

(2) 洪水被害 「石狩川水系の氾濫」（想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水）

4. 対象とする災害廃棄物と発生量の推計

4.1 対象とする災害廃棄物（本編2-8）

対策指針や北海道災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害によって発生する廃棄物等のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）を対象とします。

4.2 災害廃棄物発生量の推計（本編2-14）

地震被害による災害廃棄物の発生量は335,100tであり、コンクリートがらが162,524t、約49%と全体の約半数を占め、次いで不燃物が約100,530t、約30%と比較的多いことが伺えます。

洪水被害は277,200tであり、土砂が80,388tと全体の約29%発生することが特徴です。

表1 被害想定に対する災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物の種類別項目	地震被害 (沼田砂川付近断層帶 地震(モデル45_3))		洪水被害 (石狩川水系の氾濫)	
	発生量(t)	割合(%)	発生量(t)	割合(%)
柱角材	51,270	15.3	23,839	8.6
可燃物	18,095	5.4	23,562	8.5
不燃物	100,530	30.0	59,044	21.3
コンクリートがら	162,524	48.5	83,160	30.0
金属くず	2,681	0.8	3,881	1.4
その他	0	—	3,326	1.2
土砂	0	—	80,388	29.0
合計	335,100	100.0	277,200	100.0

※：合計値は四捨五入の関係で合致しない場合がある。

5. 災害廃棄物処理の全体像

5.1 基本的な処理の流れ（本編2-53）

実際に発生した災害廃棄物に対し、事前に推計した発生量や種類を比較し、集積に必要な仮置場（一次仮置場と二次仮置場）を選定し、中間処理・処分に向けた実行計画を検討します。

表2 仮置場の分類

区分	用途	設置期間等
一次仮置場	<input type="checkbox"/> 被災者の生活環境の確保・復旧のため、被災した家屋等からの災害廃棄物を一時的に集積する場所 <input type="checkbox"/> 再資源化や処分のために一定期間、災害廃棄物を分別・保管しておく場所	<input type="checkbox"/> 二次仮置場又は中間処理施設への搬入が完了するまでとする。 ※ 2年を目途
二次仮置場	<input type="checkbox"/> 処理先や利用先に搬出されるまでの保管 <input type="checkbox"/> 仮設処理施設(破碎・焼却・選別等)の設置場所 <input type="checkbox"/> 仮設処理施設での再資源化のための再選別や焼却処分ための保管	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の処理が完了するまでとする。 ※ 3年を目途

出典：北海道災害廃棄物処理計画(平成30年(2018年)3月(令和4年(2022年)9月一部修正))

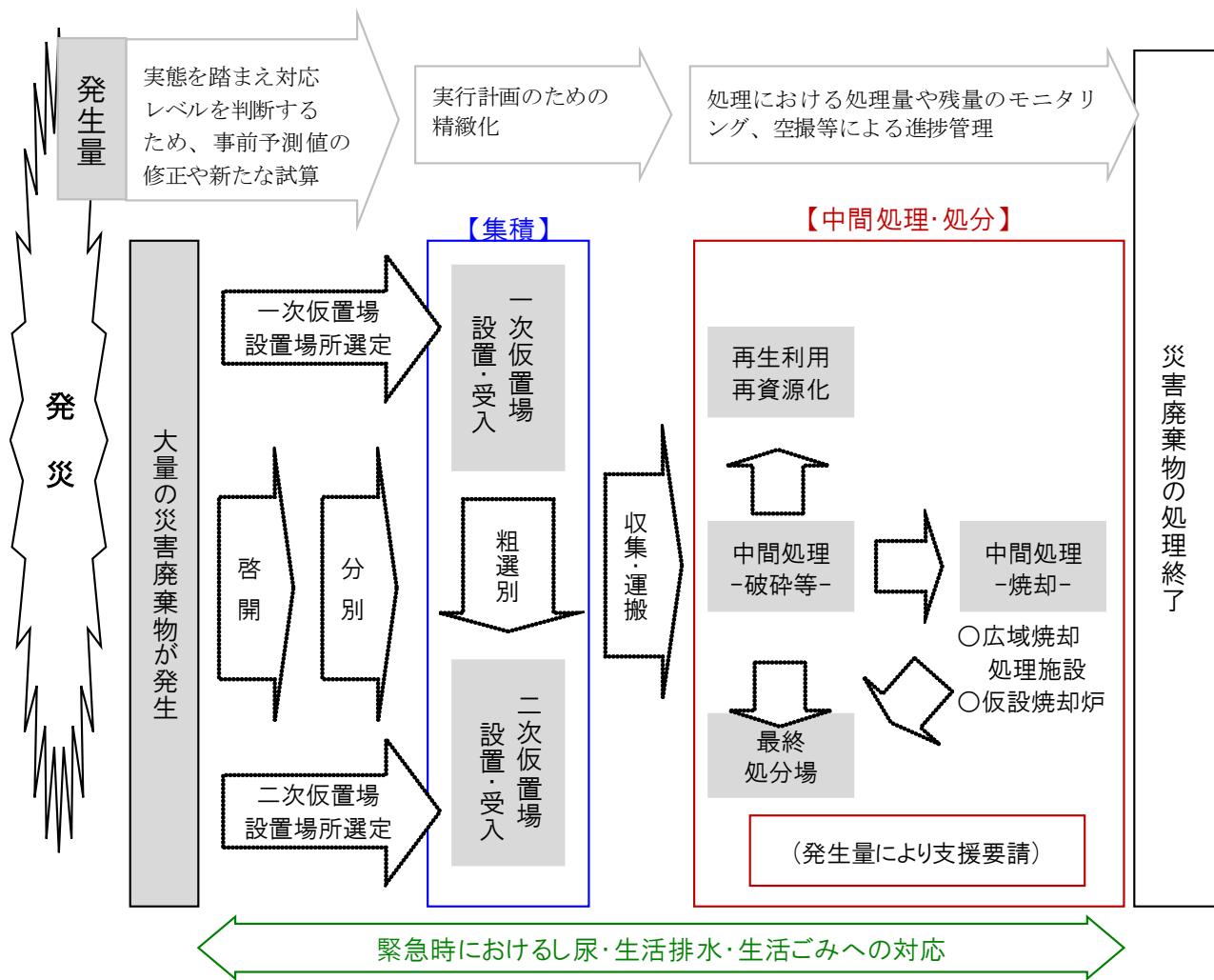


図1 災害廃棄物処理に係る基本的な流れ

6. 仮置場

6.1 仮置場の必要面積の算定（本編2-59）

仮置場の必要面積の算定については、北海道災害廃棄物処理計画(令和4年(2022年)9月一部修正)の算定式を準用し、次のとおり算定しました。

表3 仮置場必要面積の算定(まとめ)

	仮置場の必要面積の算定			
	集積量 (t)	発生容量 (m ³)	必要面積 (m ²) (ha)	
1. 地震被害 (沼田砂川付近断層帯地震(モデル45_3))	335,100	414,990	165,996	16.60
2. 洪水被害(石狩川水系の氾濫)	277,200	327,411	130,964	13.10

6.2 仮置場の設置場所の選定（本編2－62）

仮置場の設置について、長時間使用することが可能な市有地であり、分別と保管に有利な起伏のない平坦な広い土地を主に選定しました。

表4 仮置場候補地の所在地、面積

仮置場候補地	所在地	面積(m ²)
①ごみ処理施設関連用地	中島町 249	4,000
②江部乙公園(グラウンド) +旧緑寿園跡地	江部乙町 1428-2	42,600
③北電公園	泉町 135-6	28,600
④有明町(旧JR用地)	有明町1丁目 416-3	17,800
⑤旧文化センター駐車場	新町3丁目 6-44	2,400
⑥旧丸加高原オートキャンプ場	江部乙町 3949-14	25,300
⑦北滝の川空地(中央工業団地)	北滝の川 816-12、816-21	12,700
⑧江部乙町東11丁目空地(旧農業試験地)	江部乙町東11丁目 793-9、793-20、793-22	6,700
⑨泉町空地(自衛隊官舎の北側)	泉町 280-2	6,700
計	—	146,800

6.3 対象とする災害ごとの仮置場設置方針

(1) 地震被害への仮置場の設置候補地（本編2－84）

コンクリートがらや不燃物のほか、建物の全壊や半壊による柱角材が多く、主に市街地から発生する廃棄物であるため、一次仮置場は発災直後に災害廃棄物の効率的な収集・運搬を行えるできるだけ市街地に近い立地が有利となります。二次仮置場は中間処理までの長期的な保管が見込まれ、市街地や農地と一定の距離を保ち、居住環境や営農環境に十分配慮します。以上を踏まえ、次のとおり仮置場候補地を設定します。

表5 地震被害による一次・二次仮置場候補地の選定

一次仮置場	二次仮置場	補助的な利用
②江部乙公園(グラウンド) +旧緑寿園跡地	①ごみ処理施設関連用地 ⑥旧丸加高原オートキャンプ場	【補足】③北電公園(西側から北側にかけてのエリア) ④有明町(旧JR用地)
③北電公園	⑦北滝の川空地 (中央工業団地)	
⑤旧文化センター駐車場		
⑧江部乙町東11丁目空地 (旧農業試験地)		
⑨泉町空地(自衛隊官舎の北側)		

(2) 洪水被害への仮置場の設置候補地（本編2－86）

コンクリートがらが約30%、土砂が約29%と多くの割合を示します。また、可燃物の割合が地震被害よりも多いことが特徴であり、水分や土砂を含んだ廃棄物が周辺環境に悪臭や腐敗といった影響を及ぼすので、仮置場の設置場所によって、居住環境や営農環境に影響することのないよう、慎重に実施する必要があります。以上を踏まえ、次のとおり仮置場候補地を設定します。

表6 洪水被害による一次・二次仮置場候補地の選定

一次仮置場	二次仮置場	補助的な利用
②江部乙公園(グラウンド) +旧緑寿園跡地	①ごみ処理施設関連用地 ⑤旧文化センター駐車場	【補足】③北電公園(西側から 北側にかけてのエリア) ④有明町(旧JR用地)
③北電公園	⑥旧丸加高原オートキャンプ 場	
⑧江部乙町東11丁目空地 (旧農業試験地)	⑦北滝の川空地	
⑨泉町空地(自衛隊官舎の北側)	(中央工業団地)	

(3) 発災時における仮置場の選定方針（本編2-85、2-86）

発災時には上記の候補地から状況により適宜仮置場を選定し、利用が困難な場合には二次仮置場候補地を一次仮置場として、代替的な利用を行うことも検討します。

また、逆に二次仮置場の利用が困難な場合には一次仮置場候補地を二次仮置場として、代替的な利用を行うことも検討します。

7. 災害廃棄物処理計画の見直しと実行計画の作成

7.1 災害廃棄物処理計画の見直し（本編2-120）

本計画については、国の策定指針や北海道災害廃棄物処理計画及び本市が作成する地域防災計画並びに一般廃棄物処理計画が改定された場合、また、大規模災害の発生状況を踏まえた上で、必要に応じて見直しを行います。

また、本市の組織変更のほか、災害廃棄物の処理に関する教育訓練の実施による地城市民への周知・理解度を確認の上、必要に応じて見直しを行います。

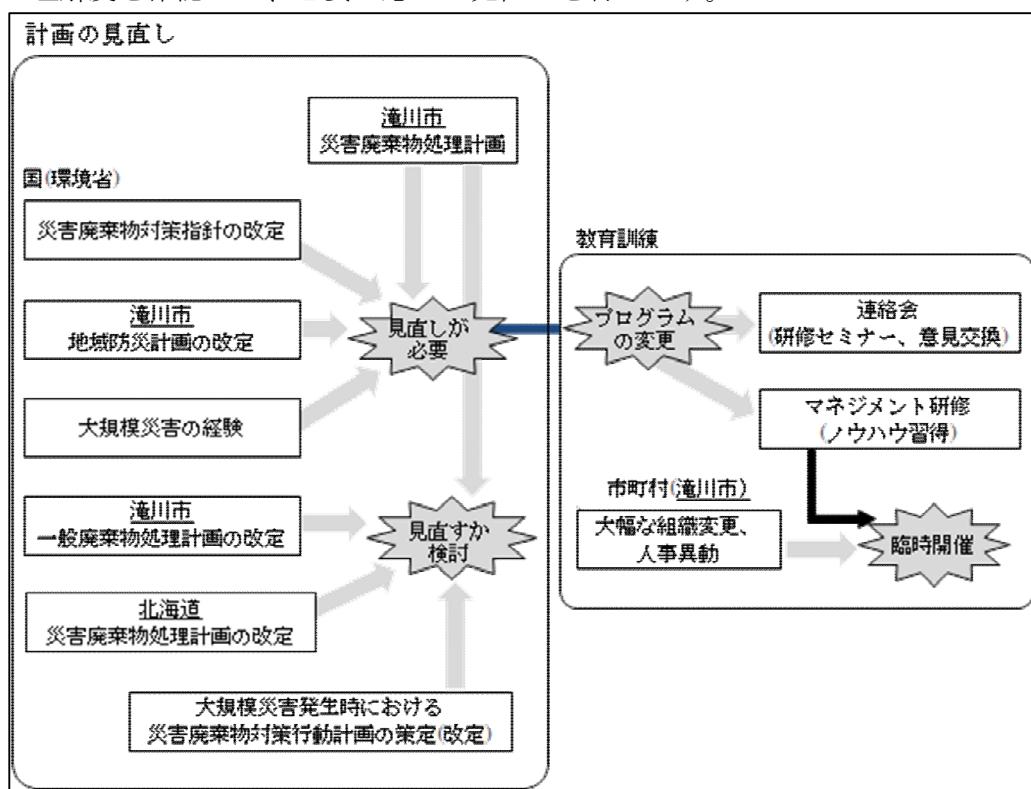


図2 計画の見直しと教育訓練の考え方

7.2 災害廃棄物処理実行計画の作成（本編 2-121）

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、災害廃棄物処理実行計画を作成します。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的な見直しを行います。

表7 実行計画に盛り込むべき事項の一例

実行計画に盛り込むべき事項の一例	
① 計画の目的や位置付け	
② 計画の期間	
③ 災害廃棄物の発生量(災害廃棄物、洪水堆積物、種類別発生量推計等)	
④ 処理計画	<ul style="list-style-type: none">□ 計画の基本方針(処理機関、分別方針、処理方針)□ 処理の実施区域、実施場所□ 処理の実施形態(自己処理、委託処理、広域処理等)□ 業務委託方法(一括発注、個別発注、支援要請等)
⑤ 作業計画	<ul style="list-style-type: none">□ 仮置場の設置計画(設置場所、集積量、集積スケジュール、運営主体等)□ 収集・運搬実行計画(種類別搬入搬出先、搬入搬出方法、運営主体等)□ 処理・処分実行計画(実施場所、実施時期、実施内容、運営主体等)□ 処理量□ 処理フロー□ 実施スケジュール

出典：北海道災害廃棄物処理計画(平成30年(2018年)3月)【資料編】p.2-38

出典：市町村災害廃棄物処理計画策定ワークシート【北海道版】第3版(令和5年(2023年)3月 環境省)